

産業廃棄物処分業許可証

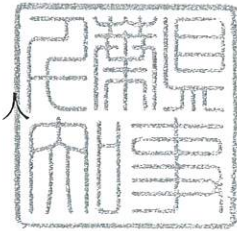
住 所 千葉県野田市上三ヶ尾268番地の2

氏 名 株式会社共栄サービス

代表取締役 諸橋 宏則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和2年6月11日

許可の有効年月日 令和7年5月7日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎及び圧縮による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。), (イ) 紙くず, (ウ) 木くず,
(エ) 繊維くず, (オ) ゴムくず, (カ) 金属くず(自動車等破碎物を除く。),
(キ) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。), (ク) がれき類
(これらのうち, 特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

イ 圧縮による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。), (イ) 紙くず, (ウ) 木くず,
(エ) 繊維くず
(これらのうち, 特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を処分できない。

面複写無効
確認印の無いものについては
当社が発行した許可証(写し)では
ありません。(続く)

株式会社共栄サービス

確認印

(許可証の続き)

2 事業の用に供する全ての施設
許可証別紙1, 2及び3のとおり

3 許可の条件

(1) 産業廃棄物の処理及び保管により発生する粉じんについては、散水等により周辺への飛散を防止すること。

(2) がれき類等の破碎施設における産業廃棄物の処理は、午前8時から午後5時までの間の8時間とし、建屋及び処理施設の維持管理を徹底することにより、騒音に係る規制基準を遵守すること。

4 許可の更新又は変更の状況

平成12年 5 月 8 日 新規許可

令和 2 年 6 月 1 1 日 更新許可

令和 3 年 8 月 2 0 日 変 更 届 (がれき類等の破碎施設の処理品目の一部廃止,
破碎施設の新規設置, 圧縮施設の稼働時間の
延長及び保管施設の変更)

令和 4 年 5 月 1 7 日 変 更 届 (保管施設の変更)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

(以下余白)



許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
がれき類等の破碎施設 (施行令第7条第8号の2)	ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 9.9 t/日 (1.24 t/時×8時間) がれき類 10.8 t/日 (1.36 t/時×8時間) (平成12年4月14日)	1	千葉県野田市 上三ヶ尾字 金剛寺268 番2の一部
破碎施設 (施行令第7条第7号, 第8号の2) (令和3年2月12日, 第2020-1-509号) (変更許可: 令和3年7月2日, 第2021-2-516号)	廃プラスチック類 5.76 t/日 (0.48 t/時×12時間) 紙くず 6.72 t/日 (0.56 t/時×12時間) 木くず 5.64 t/日 (0.47 t/時×12時間) 繊維くず 3.96 t/日 (0.33 t/時×12時間) ゴムくず 6.36 t/日 (0.53 t/時×12時間) 金属くず 9.24 t/日 (0.77 t/時×12時間) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 14.28 t/日 (1.19 t/時×12時間) がれき類 24.12 t/日 (2.01 t/時×12時間) (令和3年8月18日)	1	
石膏ボードの破碎施設	96 t/日 (4 t/時×24時間) (平成16年9月22日)	1	
圧縮施設	廃プラスチック類 32.4 t/日 (1.35 t/時×24時間) 紙くず 36.0 t/日 (1.50 t/時×24時間) 木くず 42.72 t/日 (1.78 t/時×24時間) 繊維くず 29.28 t/日 (1.22 t/時×24時間) (令和3年8月18日)	1	

(以下余白)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず 保管施設 (処理前)	210m ² 220m ³	1	千葉県野田市 上三ヶ尾字 金剛寺268 番2の一部
廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず, がれき類 保管施設 (処理前)	159m ² 153m ³	1	
廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず 保管施設 (処理前)	7.6m ² 8.0m ³ (8m ³ コンテナ 1台)	1	
廃プラスチック類保管施設 (処理前)	7.6m ² 8.0m ³ (8m ³ コンテナ 1台)	1	
紙くず保管施設 (処理前)	16m ² 16m ³ (8m ³ コンテナ 2台)	1	
金属くず保管施設 (処理前)	16m ² 16m ³ (8m ³ コンテナ 2台)	1	
ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず, がれき類 保管施設 (処理前)	40m ² 40m ³ (8m ³ コンテナ 5台)	1	
廃プラスチック類, 繊維くず (廃置) 保管施設 (処理前)	26m ² 80m ³	1	
金属くず保管施設 (処理前)	7.6m ² 8.0m ³ (8m ³ コンテナ 1台)	1	
廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, がれき類保管施設 (処理後)	73m ² 88m ³	1	

(以下余白)



許可証別紙3

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
ゴムくず保管施設 (処理前)	2.0 m ² 2.0 m ³ (2 m ³ コンテナ 1台)	1	千葉県野田市 上三ヶ尾字 金剛寺268 番2の一部
廃石膏ボード保管施設 (処理前)	348 m ² 963 m ³	1	
廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず、がれき類 保管施設 (処理後)	48 m ² 53 m ³	1	
金属くず保管施設 (処理後)	8.0 m ² 10 m ³ (10 m ³ コンテナ 1台)	1	
廃プラスチック類、ゴムくず、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず、金属くず、 がれき類保管施設 (処理後)	80 m ² 150 m ³	1	
紙くず保管施設 (処理後)	16 m ² 50 m ³	1	
廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず保管施設 (処理後)	120 m ² 360 m ³	1	
廃石膏ボード保管施設 (処理後)	50 m ³ (50 m ³ タンク)	2	
木くず保管施設 (処理後)	7.6 m ² 8.0 m ³ (8 m ³ コンテナ 1台)	1	
廃プラスチック類保管施設 (処理後)	7.6 m ² 8.0 m ³ (8 m ³ コンテナ 1台)	1	

(以下余白)

